

**傷害保険の手術保険金においてお支払いの対象となる手術の範囲について  
(ご契約期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約より)**

日本興亜損保では、商品のわかりやすさ向上などを目的として、各種傷害保険の約款改定を実施しました(平成25年10月実施)。

これに伴い、傷害保険\*1の手術保険金においてお支払いの対象となる手術の範囲\*2につきましては、ご契約期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約より、次の手術が対象となります。

\*1 傷害総合保険「安心BOX」、くらしの安心保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、国内旅行傷害保険、スーパースペシャル、ボランティア活動保険をいいます。

\*2 従来は約款の別表に記載していました。

**手術保険金のお支払いの対象となる手術**

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。  
ただし、次の手術は支払対象となりませんので、ご注意ください。

《お支払いの対象とならない軽微な手術》

- ア. 創傷処理    イ. 皮膚切開術    ウ. デブリードマン  
エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術  
オ. 抜歯手術

【お支払いの対象とならない軽微な手術の具体例】    転んでできたすり傷の止血をした    など

- ②先進医療\*に該当する手術。ただし、治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などの処置を施すものに限りです。

\* 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)